確定拠出年金（ＤＣ）の制度改正（2025 年 7 月改定後）

2024 年 12 月
（2025 年 7 月改定）

出 版 企 業 年 金 基 金
日本出版産業企業年金基金

加入者さま、基金事務担当者さまへのお知らせ

１．基金加入者の iDeCo 掛金拠出限度額の変更内容

下の図のとおり 2024 年 12 月から加入者の iDeCo 掛金の上限は 12,000 円から 20,000 円に引き上げられました。

この上限の額は、出版企業年金基金（以下、「出版基金」といいます。）の「加入者が属する型」、日本出版産業企業年金基金（以下、「ＪＰＰ基金」といいます。）の「給付区分」で区分されるＤＢ掛金相当額（下表）と、事業所で実施しているその他の確定給付企業年金（ＤＢ）のＤＢ掛金相当額の合計額及び企業型確定拠出年金（企業型ＤＣ）の掛金額により変動します。

出版基金の「加入者が属する型」はほとんど１型（掛金率 0.9%）ですが、一部の事業所においては１型以外の型を設定（掛金を増額）しています。１型以外の「加入者が属する型」を設定している事業所名と内容は、出版基金規約別表第２の３に掲載されています。

また、ＪＰＰ基金の「給付区分」は、各加入事業所の基準給与の設定方法の違いにより区分されており、ＪＰＰ基金規約第６９条の２に規定されています。

（１）ＤＣ掛金の拠出限度額改正の概要

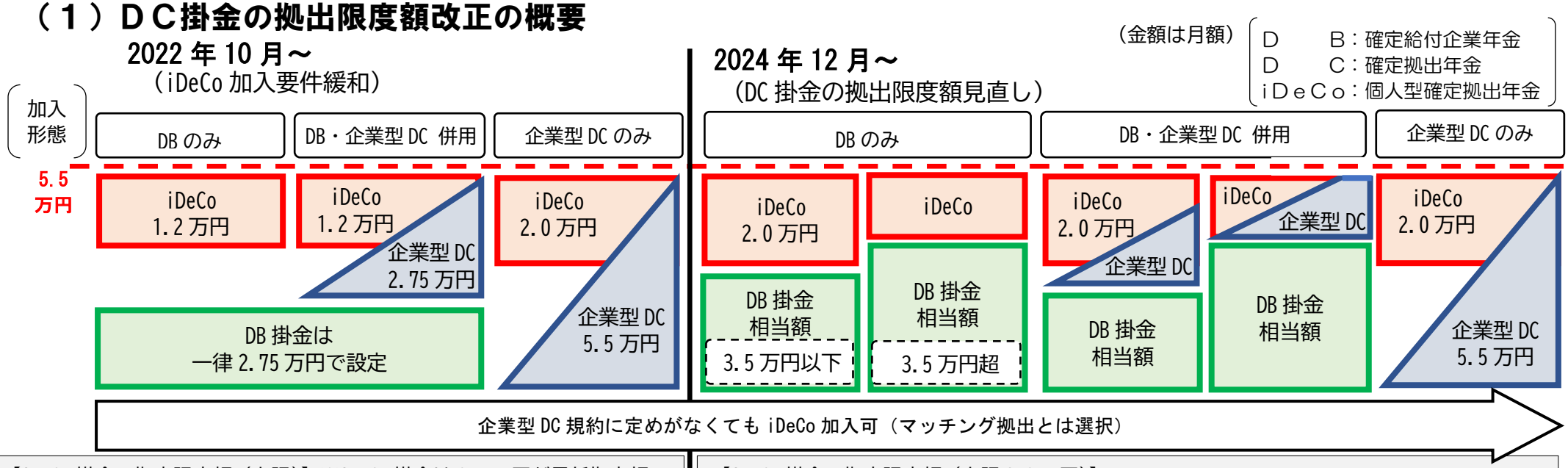

【iDeCo 掛金の拠出限度額（上限）】※iDeCo 掛金は 0.5 万円が最低拠出額
〇DB のみ実施：1.2 万円
〇DB と企業型 DC を実施：1.2 万円（算出方法：2.75 万円－企業型 DC 掛金）
〇企業型 DC のみ実施：2.0 万円　（算出方法：5.5 万円－企業型 DC 掛金）

【企業型 DC 掛金の拠出限度額（上限）】（2024 年 11 月まで）
〇DB を実施：2.75 万円　〇企業型 DC のみ実施：5.5 万円

【iDeCo 掛金の拠出限度額（上限 2.0 万円）】
算出方法：5.5 万円－（DB 掛金相当額＋企業型 DC 掛金）

【企業型 DC 掛金の拠出限度額（上限 5.5 万円）】
算出方法：5.5 万円－DB 掛金相当額　※2024.11 までに実施済みの企業型 DC 掛金に経過措置あり

【DB 掛金相当額（上限なし）】**DB 基金が規約で規定**

（２）当基金加入者の iDeCo 掛金拠出限度額の計算方法と基金のＤＢ掛金相当額

＜2024 年 12 月からの計算方法＞

iDeCo 掛金拠出限度額(月額)※　＝ **55,000 円 －（ＤＢ掛金相当額の合計 ＋ 企業型ＤＣの掛金額）**

（※ただし、20,000 円以上の場合は 20,000 円（上限）、5,000 円未満の場合は 0 円（拠出不可）となります。）

・当基金以外のＤＢや企業型ＤＣにも加入の方は、加入状況に応じ当基金のＤＢ掛金相当額を含めて上の計算方法にてご確認ください。
・以下に、①出版基金のみ加入の場合、②ＪＰＰ基金のみ加入の場合、③出版基金・ＪＰＰ基金の両基金に加入の場合について、iDeCo 掛金拠出限度額の早見表を掲載しましたので参考にしてください。
・iDeCo の掛金額の変更手続きについては 2024 年 8 月ごろより、受託金融機関等から案内されていますのでご確認ください。

①出版基金のみ加入の場合

2024 年 4 月 1 日現在

加入者が属する型（標準掛金率）	DB掛金相当額（月額）	iDeCo掛金拠出限度額（月額）	加入者が属する型（標準掛金率）	DB掛金相当額（月額）	iDeCo掛金拠出限度額（月額）
１型　(0.9%)	4,000円	20,000円	１１型　(9.9%)	42,000円	13,000円
２型　(1.8%)	8,000円	20,000円	１２型　(10.8%)	45,000円	10,000円
３型　(2.7%)	11,000円	20,000円	１３型　(11.7%)	49,000円	6,000円
４型　(3.6%)	15,000円	20,000円	１４型　(12.6%)	53,000円	0円
５型　(4.5%)	19,000円	20,000円	１５型　(13.5%)	57,000円	0円
６型　(5.4%)	23,000円	20,000円	１６型　(14.4%)	61,000円	0円
７型　(6.3%)	27,000円	20,000円	１７型　(15.3%)	64,000円	0円
８型　(7.2%)	30,000円	20,000円	１８型　(16.2%)	68,000円	0円
９型　(8.1%)	34,000円	20,000円	１９型　(17.1%)	72,000円	0円
１０型　(9.0%)	38,000円	17,000円	２０型　(20.0%)	76,000円	0円

②ＪＰＰ基金のみ加入の場合

2025 年 7 月 1 日現在

給付区分	DB掛金相当額（月額）	iDeCo掛金拠出限度額（月額）
給付区分１の事業所	11,000円	20,000円
給付区分２の事業所	12,000円	20,000円

③出版基金とＪＰＰ基金の両基金に加入の場合

出 版 基 金：2024 年 4 月 1 日現在
ＪＰＰ基金：2025 年 7 月 1 日現在

（ＪＰＰ基金の給付区分が１の事業所）

出版基金		ＪＰＰ基金		出版基金		ＪＰＰ基金	
加入者が属する型（標準掛金率）	DB掛金相当額（月額）	DB掛金相当額（月額）	iDeCo掛金拠出限度額（月額）	加入者が属する型（標準掛金率）	DB掛金相当額（月額）	DB掛金相当額（月額）	iDeCo掛金拠出限度額（月額）
１型　(0.9%)	4,000円	11,000円	20,000円	１１型　(9.9%)	42,000円	11,000円	0円
２型　(1.8%)	8,000円		20,000円	１２型　(10.8%)	45,000円		0円
３型　(2.7%)	11,000円		20,000円	１３型　(11.7%)	49,000円		0円
４型　(3.6%)	15,000円		20,000円	１４型　(12.6%)	53,000円		0円
５型　(4.5%)	19,000円		20,000円	１５型　(13.5%)	57,000円		0円
６型　(5.4%)	23,000円		20,000円	１６型　(14.4%)	61,000円		0円
７型　(6.3%)	27,000円		17,000円	１７型　(15.3%)	64,000円		0円
８型　(7.2%)	30,000円		14,000円	１８型　(16.2%)	68,000円		0円
９型　(8.1%)	34,000円		10,000円	１９型　(17.1%)	72,000円		0円
１０型　(9.0%)	38,000円		6,000円	２０型　(20.0%)	76,000円		0円

（ＪＰＰ基金の給付区分が２の事業所）

出版基金		ＪＰＰ基金		出版基金		ＪＰＰ基金	
加入者が属する型（標準掛金率）	DB掛金相当額（月額）	DB掛金相当額（月額）	iDeCo掛金拠出限度額（月額）	加入者が属する型（標準掛金率）	DB掛金相当額（月額）	DB掛金相当額（月額）	iDeCo掛金拠出限度額（月額）
１型　(0.9%)	4,000円	12,000円	20,000円	１１型　(9.9%)	42,000円	12,000円	0円
２型　(1.8%)	8,000円		20,000円	１２型　(10.8%)	45,000円		0円
３型　(2.7%)	11,000円		20,000円	１３型　(11.7%)	49,000円		0円
４型　(3.6%)	15,000円		20,000円	１４型　(12.6%)	53,000円		0円
５型　(4.5%)	19,000円		20,000円	１５型　(13.5%)	57,000円		0円
６型　(5.4%)	23,000円		20,000円	１６型　(14.4%)	61,000円		0円
７型　(6.3%)	27,000円		16,000円	１７型　(15.3%)	64,000円		0円
８型　(7.2%)	30,000円		13,000円	１８型　(16.2%)	68,000円		0円
９型　(8.1%)	34,000円		9,000円	１９型　(17.1%)	72,000円		0円
１０型　(9.0%)	38,000円		5,000円	２０型　(20.0%)	76,000円		0円

２．「企業年金登録情報との不整合のご案内」が届いた場合

2025 年 1 月以降、iDeCo 加入の基金加入者さまへ「企業年金登録情報との不整合のご案内」が届く場合があります。

これは、加入者の方の iDeCo への届出内容と、事業所から当基金（または企業型ＤＣ）への届出内容のうち、①基礎年金番号、②性別、③生年月日に不整合が生じているためです。

一定期間内で解消されなければ iDeCo の掛金拠出（引き落とし）が停止される場合がありますので、すみやかに事業所の基金事務担当者さまへお知らせください。

事業所の基金事務担当者さまは、当基金加入者さまからこの相談を受けた場合は、当基金業務部までご連絡ください。

（参考）厚生労働省の案内チラシ（右）
https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/001305045.pdf

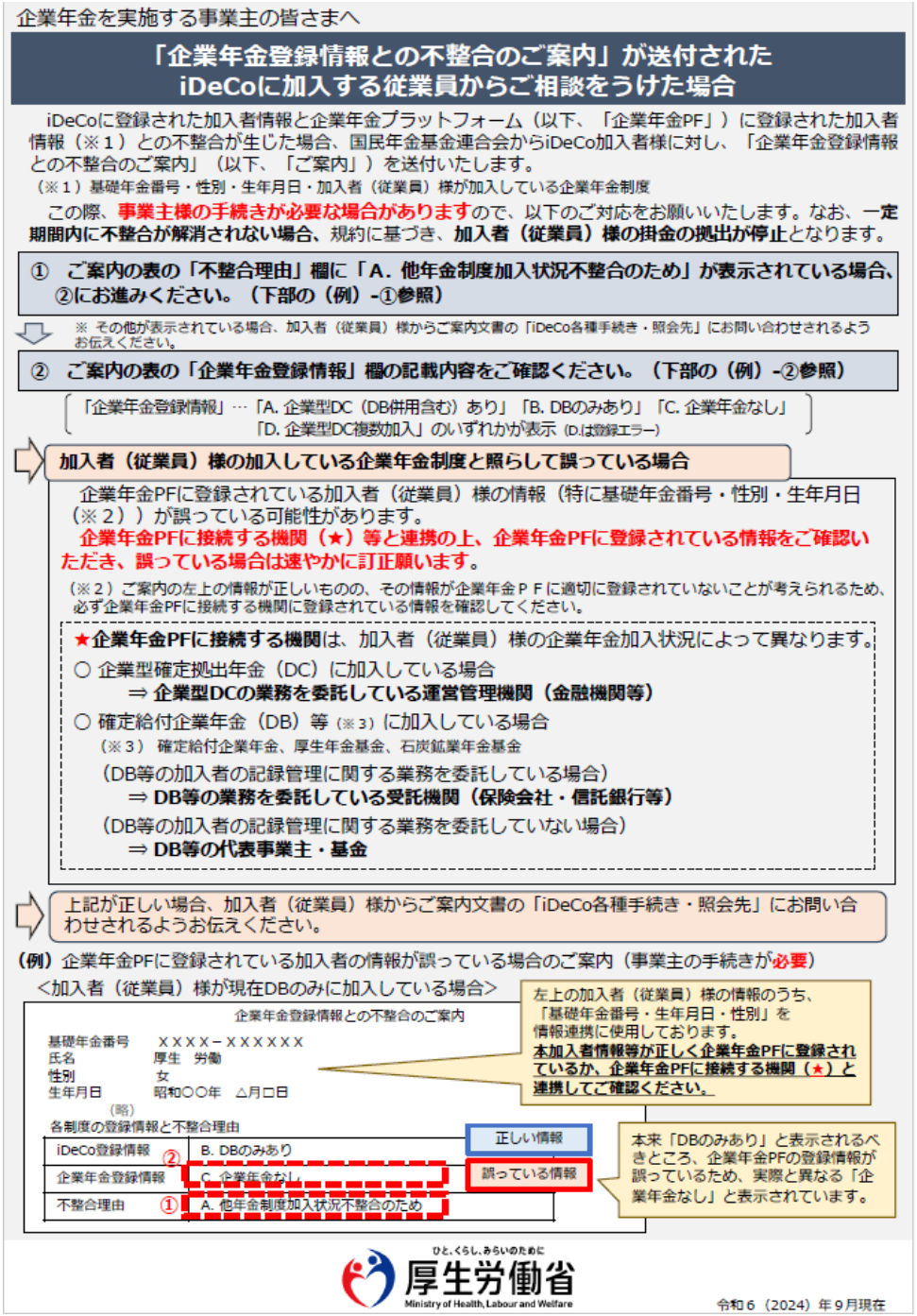
企業年金を実施する事業主の皆さまへ

「企業年金登録情報との不整合のご案内」が送付された iDeCoに加入する従業員からご相談をうけた場合

iDeCoに登録された加入者情報と企業年金プラットフォーム（以下、「企業年金PF」）に登録された加入者情報（※１）との不整合が生じた場合、国民年金基金連合会からiDeCo加入者様に対し、「企業年金登録情報との不整合のご案内」（以下、「ご案内」）を送付いたします。

（※１）基礎年金番号・性別・生年月日・加入者（従業員）様が加入している企業年金制度

この際、**事業主様の手続きが必要な場合がありますので**、以下のご対応をお願いいたします。なお、**一定期間内に不整合が解消されない場合**、規約に基づき、**加入者（従業員）様の掛金の拠出が停止**となります。

① ご案内の表の「不整合理由」欄に「A．他年金制度加入状況不整合のため」が表示されている場合、②にお進みください。（下部の（例）-①参照）

※ その他が表示されている場合、加入者（従業員）様からご案内文書の「iDeCo各種手続き・照会先」にお問い合わせされるようお伝えください。

② ご案内の表の「企業年金登録情報」欄の記載内容をご確認ください。（下部の（例）-②参照）

「企業年金登録情報」…「A. 企業型DC（DB併用含む）あり」「B. DBのみあり」「C. 企業年金なし」「D. 企業型DC複数加入」のいずれかが表示（Dは登録エラー）

加入者（従業員）様の加入している企業年金制度と照らして誤っている場合

企業年金PFに登録されている加入者（従業員）様の情報（特に基礎年金番号・性別・生年月日（※２））が誤っている可能性があります。

企業年金PFに接続する機関（★）等と連携の上、企業年金PFに登録されている情報をご確認いただき、誤っている場合は速やかに訂正願います。

（※２）ご案内の左上の情報が正しいものの、その情報が企業年金ＰＦに適切に登録されていないことが考えられるため、必ず企業年金PFに接続する機関に登録されている情報を確認してください。

★企業年金PFに接続する機関は、加入者（従業員）様の企業年金加入状況によって異なります。

○ 企業型確定拠出年金（DC）に加入している場合
⇒ **企業型DCの業務を委託している運営管理機関（金融機関等）**

○ 確定給付企業年金（DB）等（※３）に加入している場合
（※３） 確定給付企業年金、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金

（DB等の加入者の記録管理に関する業務を委託している場合）
⇒ **DB等の業務を委託している受託機関（保険会社・信託銀行等）**

（DB等の加入者の記録管理に関する業務を委託していない場合）
⇒ **DB等の代表事業主・基金**

上記が正しい場合、加入者（従業員）様からご案内文書の「iDeCo各種手続き・照会先」にお問い合わせされるようお伝えください。

（例）企業年金PFに登録されている加入者の情報が誤っている場合のご案内（事業主の手続きが**必要**）

<加入者（従業員）様が現在DBのみに加入している場合>

企業年金登録情報との不整合のご案内

基礎年金番号　ＸＸＸＸ－ＸＸＸＸＸＸ
氏名　厚生　労働
性別　女
生年月日　昭和○○年　△月□日
（略）

各制度の登録情報と不整合理由

iDeCo登録情報	②	B. DBのみあり	正しい情報
企業年金登録情報		C. 企業年金なし	誤っている情報
不整合理由	①	A. 他年金制度加入状況不整合のため	

左上の加入者（従業員）様の情報のうち、「基礎年金番号・生年月日・性別」を情報連携に使用しております。**本加入者情報等が正しく企業年金PFに登録されているか、企業年金PFに接続する機関（★）と連携してご確認ください。**

本来「DBのみあり」と表示されるべきところ、企業年金PFの登録情報が誤っているため、実際と異なる「企業年金なし」と表示されています。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和６（2024）年９月現在

基金事務担当者さまへのお願い

３．適用届書の届出期限の変更があります

2024 年 12 月から、**出版基金の「加入者資格取得届」と「加入者資格喪失届」、ＪＰＰ基金の「追加加入（資格取得）」と「資格喪失」**の提出について、届出期限が変更となりました。（**異動日が月の後半のときに前倒しになります。**）

現在も事実発生の日からすみやかに届け出ていただいていますが、異動日が月の後半の場合は、特に早めの届け出をお願いいたします。

＜例：出版基金の資格取得、資格喪失＞

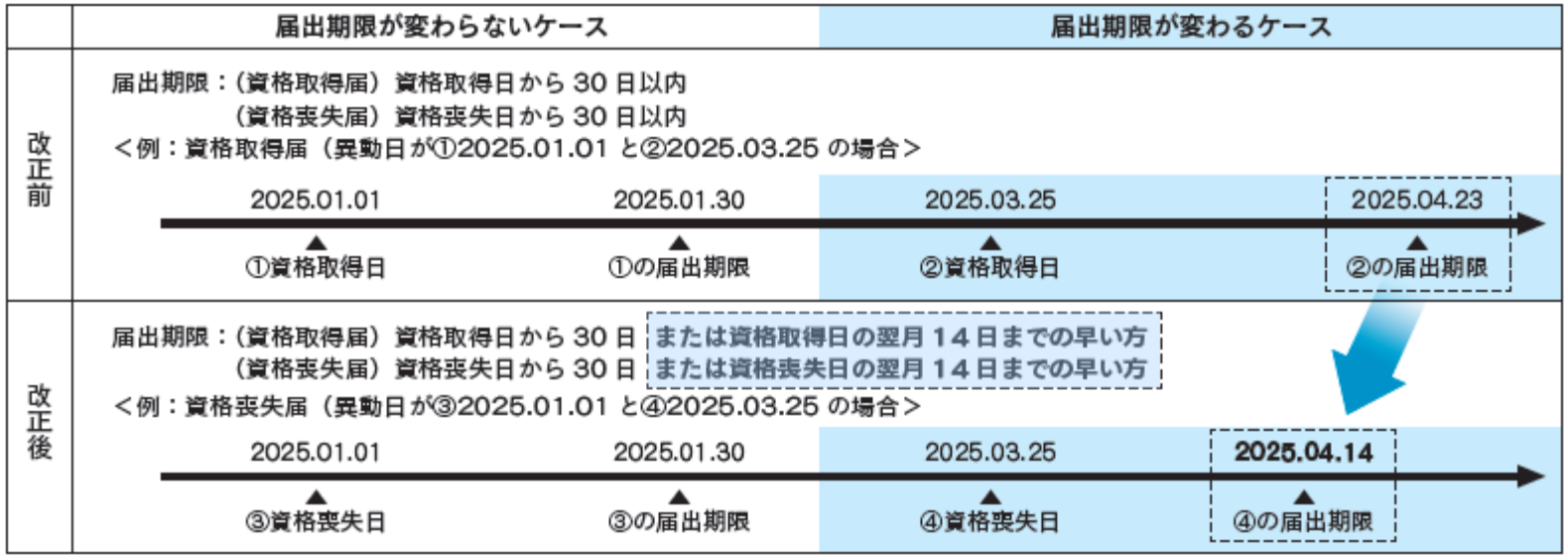

４．資格取得時はもれなく基礎年金番号の届け出をお願いします

2024 年 12 月から、毎月、企業年金連合会が運営する企業年金プラットフォームに当基金から全加入者の①基礎年金番号、②性別、③生年月日、④ＤＢ掛金相当額を回付することとなりました。

従来は従業員が iDeCo に加入するときは、事業主が従業員の企業年金加入状況を証明していましたが、この証明が廃止され、企業年金プラットフォームの情報によって国民年金基金連合会（iDeCo の管理団体）が加入状況を確認することとなります。

そのため、事業所から基金へ資格取得、追加加入の届け出を行う場合は**「基礎年金番号」を必ず記入、入力してください。**

また、当基金において事務処理完了後、確認通知書、加入者台帳をお送りしていますので、基礎年金番号に誤りがないか確認をお願いいたします。